

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

平成 3 0 年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市職員給与条例（第 1 条関係）	・ ・ ・	1
2	鳥羽市職員給与条例（第 2 条関係）	・ ・ ・	12
3	鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	・ ・ ・	14
4	鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	・ ・ ・	15

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
(初任給調整手当) 第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>414,800円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 (略) (宿日直手当) 第37条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,600円</u>)を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額<u>22,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。 (勤勉手当) 第44条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に	(初任給調整手当) 第18条 初任給調整手当は、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員について、月額<u>414,300円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。 2 (略) (宿日直手当) 第37条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,300円</u>)を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額<u>21,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。 (勤勉手当) 第44条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額 （２） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）</u>を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第43条の2中「前条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第44条第1項に規定する基準日をいう。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第44条第1項に規定する規則で定める日をいう。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）」と読み替えるものとする。	従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90（特定幹部職員にあっては100分の110）</u>を乗じて得た額の総額 （２） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第43条の2中「前条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第44条第1項に規定する基準日をいう。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（<u>同項</u>に規定する規則で定める日をいう。）」と読み替えるものとする。

改 正 案 （新）								現 行 （旧）							
別表第2（第2条関係）								別表第2（第2条関係）							
行政職給料表								行政職給料表							
職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員		百円	百円	百円	百円	百円	百円	再任 用職 員以 外の 職員		百円	百円	百円	百円	百円	百円
	1	1,441	1,940	2,300	2,630	2,889	3,192		1	1,426	1,927	2,289	2,620	2,880	3,185
	2	1,452	1,958	2,316	2,649	2,911	3,214		2	1,437	1,945	2,305	2,639	2,902	3,207
	3	1,464	1,976	2,331	2,667	2,934	3,237		3	1,449	1,963	2,320	2,657	2,925	3,230
	4	1,475	1,994	2,347	2,688	2,955	3,259		4	1,460	1,981	2,336	2,678	2,946	3,252
	5	1,486	2,009	2,361	2,705	2,974	3,281		5	1,471	1,997	2,351	2,696	2,966	3,274
	6	1,497	2,027	2,378	2,724	2,997	3,301		6	1,482	2,015	2,368	2,715	2,989	3,294
	7	1,508	2,045	2,393	2,743	3,020	3,323		7	1,493	2,033	2,383	2,734	3,012	3,316
	8	1,519	2,063	2,409	2,764	3,042	3,345		8	1,504	2,051	2,399	2,755	3,034	3,338
	9	1,530	2,079	2,421	2,784	3,061	3,364		9	1,515	2,068	2,412	2,776	3,054	3,358
	10	1,544	2,097	2,436	2,804	3,084	3,386		10	1,529	2,086	2,427	2,796	3,077	3,380
	11	1,557	2,115	2,452	2,825	3,106	3,406		11	1,542	2,104	2,443	2,817	3,099	3,400
	12	1,570	2,133	2,466	2,845	3,129	3,428		12	1,555	2,122	2,457	2,837	3,122	3,422
	13	1,583	2,147	2,481	2,865	3,150	3,446		13	1,568	2,136	2,472	2,857	3,143	3,440
	14	1,598	2,165	2,496	2,886	3,171	3,466		14	1,583	2,154	2,487	2,878	3,164	3,460
	15	1,613	2,182	2,509	2,906	3,193	3,486		15	1,598	2,171	2,500	2,898	3,186	3,481
	16	1,629	2,200	2,523	2,926	3,214	3,506		16	1,614	2,189	2,514	2,918	3,207	3,501
	17	1,642	2,217	2,538	2,944	3,233	3,523		17	1,627	2,206	2,529	2,937	3,227	3,518
	18	1,657	2,234	2,554	2,964	3,253	3,543		18	1,642	2,223	2,546	2,957	3,247	3,538
	19	1,672	2,250	2,571	2,985	3,273	3,561		19	1,657	2,239	2,563	2,978	3,267	3,556
	20	1,687	2,266	2,589	3,005	3,293	3,580		20	1,672	2,255	2,581	2,998	3,287	3,575
	21	1,701	2,280	2,605	3,024	3,310	3,599		21	1,686	2,270	2,597	3,018	3,305	3,595
	22	1,728	2,297	2,623	3,045	3,331	3,618		22	1,713	2,287	2,615	3,039	3,326	3,614
	23	1,754	2,313	2,640	3,065	3,351	3,638		23	1,739	2,303	2,632	3,059	3,346	3,634

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
24	1,780	2,329	2,657	3,086	3,372	3,657		24	1,765	2,319	2,649	3,080	3,367	3,653	
25	1,807	2,340	2,676	3,103	3,386	3,677		25	1,792	2,331	2,669	3,097	3,381	3,673	
26	1,824	2,355	2,695	3,124	3,405	3,696		26	1,809	2,346	2,688	3,118	3,400	3,692	
27	1,840	2,369	2,713	3,144	3,424	3,716		27	1,826	2,360	2,706	3,138	3,419	3,712	
28	1,857	2,382	2,731	3,164	3,443	3,736		28	1,843	2,373	2,724	3,158	3,438	3,732	
29	1,872	2,395	2,748	3,181	3,459	3,751		29	1,858	2,386	2,741	3,176	3,455	3,747	
30	1,889	2,407	2,767	3,201	3,478	3,769		30	1,876	2,398	2,760	3,196	3,474	3,765	
31	1,907	2,417	2,786	3,222	3,497	3,787		31	1,894	2,408	2,779	3,217	3,493	3,783	
32	1,924	2,429	2,803	3,243	3,515	3,803		32	1,911	2,420	2,796	3,238	3,511	3,799	
33	1,940	2,442	2,818	3,255	3,534	3,821		33	1,927	2,433	2,812	3,251	3,530	3,817	
34	1,954	2,453	2,837	3,275	3,552	3,835		34	1,942	2,445	2,831	3,271	3,548	3,831	
35	1,969	2,465	2,855	3,294	3,570	3,850		35	1,957	2,457	2,849	3,290	3,566	3,846	
36	1,984	2,478	2,874	3,315	3,587	3,866		36	1,972	2,470	2,868	3,311	3,583	3,862	
37	1,997	2,487	2,890	3,334	3,601	3,880		37	1,985	2,479	2,884	3,330	3,597	3,876	
38	2,010	2,501	2,907	3,353	3,614	3,892		38	1,998	2,493	2,901	3,349	3,610	3,888	
39	2,022	2,515	2,925	3,373	3,628	3,904		39	2,011	2,507	2,919	3,369	3,624	3,900	
40	2,035	2,529	2,943	3,392	3,642	3,915		40	2,024	2,522	2,937	3,388	3,638	3,911	
41	2,048	2,543	2,958	3,411	3,655	3,926		41	2,037	2,536	2,953	3,407	3,651	3,922	
42	2,061	2,557	2,975	3,430	3,664	3,938		42	2,050	2,550	2,970	3,426	3,660	3,934	
43	2,074	2,571	2,990	3,448	3,675	3,950		43	2,063	2,564	2,985	3,444	3,671	3,946	
44	2,087	2,584	3,006	3,467	3,686	3,961		44	2,076	2,577	3,001	3,463	3,682	3,957	
45	2,098	2,596	3,022	3,482	3,694	3,968		45	2,088	2,589	3,017	3,478	3,690	3,964	
46	2,111	2,609	3,039	3,496	3,703	3,975		46	2,101	2,602	3,034	3,492	3,699	3,971	
47	2,124	2,623	3,055	3,511	3,712	3,982		47	2,114	2,616	3,050	3,507	3,708	3,978	
48	2,137	2,636	3,072	3,526	3,721	3,989		48	2,127	2,629	3,067	3,522	3,717	3,985	
49	2,148	2,647	3,081	3,542	3,730	3,995		49	2,138	2,641	3,077	3,538	3,726	3,991	
50	2,159	2,658	3,096	3,550	3,738	4,001		50	2,149	2,652	3,092	3,546	3,734	3,997	
51	2,169	2,671	3,111	3,562	3,746	4,006		51	2,159	2,665	3,107	3,558	3,742	4,002	
52	2,180	2,684	3,127	3,572	3,754	4,010		52	2,170	2,678	3,123	3,568	3,750	4,006	

改 正 案 (新)								現 行 (旧)							
53	2, 191	2, 694	3, 143	3, 581	3, 761	4, 014		53	2, 181	2, 688	3, 139	3, 577	3, 757	4, 010	
54	2, 201	2, 705	3, 159	3, 592	3, 768	4, 017		54	2, 191	2, 699	3, 155	3, 588	3, 764	4, 013	
55	2, 210	2, 718	3, 175	3, 601	3, 775	4, 020		55	2, 200	2, 712	3, 171	3, 597	3, 771	4, 016	
56	2, 220	2, 731	3, 190	3, 612	3, 782	4, 023		56	2, 210	2, 725	3, 186	3, 608	3, 778	4, 019	
57	2, 224	2, 740	3, 205	3, 621	3, 787	4, 026		57	2, 215	2, 735	3, 201	3, 617	3, 783	4, 022	
58	2, 233	2, 750	3, 217	3, 628	3, 793	4, 029		58	2, 224	2, 745	3, 213	3, 624	3, 789	4, 025	
59	2, 241	2, 759	3, 229	3, 635	3, 799	4, 032		59	2, 232	2, 754	3, 225	3, 631	3, 795	4, 028	
60	2, 249	2, 770	3, 241	3, 642	3, 806	4, 035		60	2, 241	2, 765	3, 237	3, 638	3, 802	4, 031	
61	2, 256	2, 781	3, 248	3, 646	3, 810	4, 038		61	2, 248	2, 776	3, 244	3, 642	3, 806	4, 034	
62	2, 266	2, 791	3, 257	3, 652	3, 817	4, 041		62	2, 258	2, 786	3, 253	3, 648	3, 813	4, 037	
63	2, 274	2, 800	3, 265	3, 659	3, 823	4, 044		63	2, 266	2, 795	3, 261	3, 655	3, 819	4, 040	
64	2, 283	2, 810	3, 273	3, 666	3, 829	4, 047		64	2, 275	2, 805	3, 269	3, 662	3, 825	4, 043	
65	2, 290	2, 815	3, 282	3, 669	3, 833	4, 050		65	2, 282	2, 811	3, 278	3, 665	3, 829	4, 046	
66	2, 298	2, 824	3, 286	3, 676	3, 839	4, 053		66	2, 290	2, 820	3, 282	3, 672	3, 835	4, 049	
67	2, 307	2, 831	3, 293	3, 683	3, 845	4, 056		67	2, 299	2, 827	3, 289	3, 679	3, 841	4, 052	
68	2, 317	2, 840	3, 301	3, 690	3, 851	4, 059		68	2, 310	2, 836	3, 297	3, 686	3, 847	4, 055	
69	2, 324	2, 850	3, 309	3, 693	3, 855	4, 061		69	2, 317	2, 846	3, 305	3, 689	3, 851	4, 057	
70	2, 331	2, 858	3, 316	3, 699	3, 860	4, 064		70	2, 324	2, 854	3, 312	3, 695	3, 856	4, 060	
71	2, 337	2, 866	3, 323	3, 706	3, 865	4, 067		71	2, 330	2, 862	3, 319	3, 702	3, 861	4, 063	
72	2, 345	2, 874	3, 330	3, 712	3, 871	4, 070		72	2, 338	2, 870	3, 326	3, 708	3, 867	4, 066	
73	2, 353	2, 882	3, 335	3, 715	3, 874	4, 072		73	2, 346	2, 878	3, 331	3, 711	3, 870	4, 068	
74	2, 360	2, 887	3, 341	3, 721	3, 878	4, 075		74	2, 353	2, 883	3, 337	3, 717	3, 874	4, 071	
75	2, 367	2, 891	3, 346	3, 728	3, 882	4, 078		75	2, 360	2, 887	3, 342	3, 724	3, 878	4, 074	
76	2, 373	2, 896	3, 352	3, 734	3, 886	4, 080		76	2, 366	2, 892	3, 348	3, 730	3, 882	4, 076	
77	2, 380	2, 898	3, 355	3, 738	3, 889	4, 082		77	2, 373	2, 893	3, 351	3, 734	3, 885	4, 078	
78	2, 388	2, 901	3, 360	3, 743	3, 892	4, 085		78	2, 381	2, 897	3, 356	3, 739	3, 888	4, 081	
79	2, 396	2, 903	3, 364	3, 749	3, 895	4, 088		79	2, 389	2, 899	3, 360	3, 745	3, 891	4, 084	
80	2, 403	2, 907	3, 369	3, 754	3, 898	4, 090		80	2, 396	2, 903	3, 365	3, 750	3, 894	4, 086	
81	2, 408	2, 909	3, 373	3, 759	3, 900	4, 092		81	2, 402	2, 905	3, 369	3, 755	3, 896	4, 088	

改 正 案 （新）								現 行 （旧）							
82	2,415	2,911	3,378	3,765	3,903	4,095		82	2,409	2,907	3,374	3,761	3,899	4,091	
83	2,422	2,915	3,383	3,770	3,906	4,098		83	2,416	2,911	3,379	3,766	3,902	4,094	
84	2,429	2,918	3,388	3,773	3,908	4,100		84	2,423	2,914	3,384	3,769	3,904	4,096	
85	2,435	2,921	3,391	3,777	3,910	4,102		85	2,429	2,917	3,387	3,773	3,906	4,098	
86	2,442	2,924	3,395	3,782	3,913			86	2,436	2,920	3,391	3,778	3,909		
87	2,449	2,927	3,400	3,786	3,916			87	2,443	2,923	3,396	3,782	3,912		
88	2,456	2,931	3,404	3,790	3,918			88	2,450	2,927	3,400	3,786	3,914		
89	2,461	2,934	3,407	3,794	3,920			89	2,456	2,930	3,403	3,790	3,916		
90	2,466	2,938	3,411	3,799	3,923			90	2,461	2,934	3,407	3,795	3,919		
91	2,469	2,941	3,416	3,803	3,926			91	2,464	2,937	3,412	3,799	3,922		
92	2,473	2,945	3,420	3,807	3,928			92	2,468	2,941	3,416	3,803	3,924		
93	2,476	2,947	3,422	3,810	3,930			93	2,471	2,942	3,418	3,806	3,926		
94		2,949	3,426					94		2,944	3,422				
95		2,952	3,431					95		2,948	3,427				
96		2,956	3,435					96		2,952	3,431				
97		2,958	3,437					97		2,954	3,432				
98		2,961	3,441					98		2,957	3,437				
99		2,965	3,445					99		2,961	3,441				
100		2,969	3,448					100		2,965	3,444				
101		2,971	3,451					101		2,967	3,447				
102		2,974	3,455					102		2,970	3,451				
103		2,978	3,459					103		2,974	3,455				
104		2,981	3,463					104		2,977	3,459				
105		2,983	3,468					105		2,979	3,464				
106		2,986	3,472					106		2,982	3,468				
107		2,990	3,476					107		2,986	3,472				
108		2,993	3,480					108		2,989	3,476				
109		2,995	3,485					109		2,991	3,481				
110		2,999	3,489					110		2,995	3,485				

改 正 案 （新）								現 行 （旧）							
	111		3,003	3,492					111		2,999	3,488			
	112		3,006	3,495					112		3,002	3,491			
	113		3,008	3,500					113		3,003	3,496			
	114		3,010						114		3,006				
	115		3,013						115		3,009				
	116		3,017						116		3,013				
	117		3,019						117		3,015				
	118		3,021						118		3,017				
	119		3,024						119		3,020				
	120		3,027						120		3,023				
	121		3,031						121		3,027				
	122		3,033						122		3,029				
	123		3,036						123		3,032				
	124		3,039						124		3,035				
	125		3,042						125		3,038				
再任用職員		1,877	2,152	2,552	2,746	2,897	3,151	再任用職員		1,873	2,148	2,548	2,742	2,893	3,147

別表第3（第2条関係）

医療職給料表					
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		百円	百円	百円	百円
	1	2,479	3,331	3,979	4,717
	2	2,504	3,361	4,008	4,740
	3	2,529	3,390	4,037	4,762
	4	2,554	3,420	4,065	4,785

医療職給料表					
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		百円	百円	百円	百円
	1	2,464	3,318	3,967	4,711
	2	2,489	3,348	3,996	4,734
	3	2,514	3,377	4,025	4,756
	4	2,539	3,407	4,053	4,779

改 正 案 （新）						現 行 （旧）					
	5	2,576	3,447	4,091	4,807		5	2,562	3,434	4,080	4,802
	6	2,614	3,480	4,118	4,829		6	2,600	3,467	4,107	4,824
	7	2,652	3,511	4,146	4,851		7	2,638	3,498	4,135	4,846
	8	2,690	3,542	4,173	4,873		8	2,676	3,529	4,162	4,868
	9	2,726	3,570	4,195	4,893		9	2,712	3,557	4,186	4,888
	10	2,766	3,599	4,222	4,914		10	2,752	3,586	4,213	4,909
	11	2,806	3,630	4,248	4,935		11	2,792	3,617	4,239	4,930
	12	2,846	3,662	4,275	4,956		12	2,832	3,649	4,266	4,951
	13	2,884	3,691	4,299	4,977		13	2,870	3,679	4,290	4,972
	14	2,924	3,727	4,324	4,998		14	2,910	3,715	4,315	4,993
	15	2,963	3,759	4,348	5,019		15	2,949	3,747	4,339	5,014
	16	3,002	3,796	4,373	5,040		16	2,988	3,784	4,364	5,035
	17	3,039	3,832	4,393	5,061		17	3,026	3,820	4,385	5,056
	18	3,075	3,859	4,417	5,081		18	3,062	3,847	4,409	5,076
	19	3,110	3,887	4,440	5,101		19	3,097	3,875	4,432	5,096
	20	3,146	3,914	4,464	5,121		20	3,133	3,902	4,456	5,116
	21	3,182	3,942	4,479	5,139		21	3,169	3,931	4,472	5,134
	22	3,219	3,968	4,503	5,157		22	3,206	3,957	4,496	5,152
	23	3,254	3,994	4,526	5,176		23	3,241	3,983	4,520	5,171
	24	3,289	4,018	4,549	5,195		24	3,276	4,007	4,543	5,190
	25	3,324	4,038	4,569	5,212		25	3,311	4,029	4,563	5,207
	26	3,352	4,061	4,592	5,230		26	3,339	4,052	4,586	5,225
	27	3,378	4,083	4,614	5,248		27	3,365	4,074	4,608	5,243
	28	3,404	4,106	4,637	5,266		28	3,391	4,097	4,631	5,261
	29	3,432	4,129	4,658	5,282		29	3,419	4,120	4,653	5,278
	30	3,453	4,150	4,681	5,300		30	3,440	4,141	4,676	5,296
	31	3,475	4,170	4,704	5,318		31	3,462	4,161	4,699	5,314
	32	3,499	4,191	4,726	5,336		32	3,486	4,182	4,721	5,332
	33	3,521	4,210	4,746	5,352		33	3,509	4,202	4,741	5,348

改 正 案 （新）						現 行 （旧）					
	34	3,545	4,228	4,767	5,370		34	3,533	4,221	4,762	5,366
	35	3,567	4,246	4,788	5,387		35	3,555	4,239	4,783	5,383
	36	3,592	4,266	4,809	5,405		36	3,580	4,259	4,804	5,401
	37	3,614	4,285	4,830	5,421		37	3,604	4,278	4,825	5,417
	38	3,638	4,305	4,848	5,437		38	3,628	4,298	4,843	5,433
	39	3,662	4,324	4,866	5,451		39	3,652	4,318	4,861	5,447
	40	3,684	4,344	4,884	5,467		40	3,674	4,338	4,879	5,463
	41	3,707	4,362	4,901	5,482		41	3,697	4,356	4,896	5,478
	42	3,721	4,380	4,919	5,496		42	3,711	4,374	4,914	5,492
	43	3,736	4,397	4,937	5,510		43	3,726	4,391	4,932	5,506
	44	3,750	4,415	4,955	5,523		44	3,740	4,409	4,950	5,519
	45	3,762	4,433	4,971	5,535		45	3,753	4,428	4,966	5,531
	46	3,776	4,451	4,988	5,545		46	3,767	4,446	4,983	5,541
	47	3,791	4,469	5,006	5,555		47	3,782	4,464	5,001	5,551
	48	3,806	4,486	5,024	5,565		48	3,797	4,481	5,019	5,561
	49	3,817	4,504	5,040	5,575		49	3,809	4,499	5,035	5,571
	50	3,827	4,521	5,053	5,584		50	3,819	4,516	5,048	5,580
	51	3,837	4,539	5,066	5,593		51	3,829	4,534	5,061	5,589
	52	3,845	4,557	5,079	5,602		52	3,838	4,552	5,074	5,598
	53	3,854	4,576	5,089	5,610		53	3,847	4,571	5,085	5,606
	54	3,863	4,588	5,102	5,619		54	3,856	4,583	5,098	5,615
	55	3,870	4,600	5,115	5,628		55	3,863	4,595	5,111	5,624
	56	3,879	4,612	5,128	5,637		56	3,872	4,607	5,124	5,633
	57	3,886	4,624	5,138	5,646		57	3,880	4,619	5,134	5,642
	58	3,895	4,634	5,146	5,655		58	3,889	4,629	5,142	5,651
	59	3,903	4,644	5,154	5,664		59	3,897	4,639	5,150	5,660
	60	3,911	4,654	5,162	5,671		60	3,905	4,649	5,158	5,667
	61	3,916	4,662	5,171	5,680		61	3,911	4,657	5,167	5,676
	62	3,921	4,669	5,179	5,689		62	3,916	4,664	5,175	5,685

改 正 案 (新)						現 行 (旧)					
	63	3, 925	4, 676	5, 188	5, 698		63	3, 920	4, 671	5, 184	5, 694
	64	3, 930	4, 683	5, 196	5, 707		64	3, 925	4, 678	5, 192	5, 703
	65	3, 933	4, 690	5, 205	5, 716		65	3, 928	4, 685	5, 201	5, 712
	66		4, 697	5, 214			66		4, 692	5, 210	
	67		4, 704	5, 221			67		4, 699	5, 217	
	68		4, 710	5, 230			68		4, 706	5, 226	
	69		4, 713	5, 239			69		4, 709	5, 235	
	70		4, 720	5, 247			70		4, 716	5, 243	
	71		4, 727	5, 256			71		4, 723	5, 252	
	72		4, 734	5, 265			72		4, 730	5, 261	
	73		4, 738	5, 273			73		4, 734	5, 269	
	74		4, 744	5, 282			74		4, 740	5, 278	
	75		4, 751	5, 291			75		4, 747	5, 287	
	76		4, 758	5, 298			76		4, 754	5, 294	
	77		4, 762	5, 306			77		4, 758	5, 302	
	78		4, 768	5, 315			78		4, 764	5, 311	
	79		4, 774	5, 324			79		4, 770	5, 320	
	80		4, 779	5, 333			80		4, 775	5, 329	
	81		4, 785	5, 341			81		4, 781	5, 337	
	82		4, 790	5, 350			82		4, 786	5, 346	
	83		4, 795	5, 359			83		4, 791	5, 355	
	84		4, 800	5, 368			84		4, 796	5, 364	
	85		4, 804	5, 376			85		4, 800	5, 372	
	86		4, 810	5, 385			86		4, 806	5, 381	
	87		4, 814	5, 394			87		4, 810	5, 390	
	88		4, 819	5, 403			88		4, 815	5, 399	
	89		4, 824	5, 411			89		4, 820	5, 407	
	90		4, 830				90		4, 826		
	91		4, 836				91		4, 832		

改 正 案 （新）						現 行 （旧）					
	92		4,840				92		4,836		
	93		4,845				93		4,841		
	94		4,851				94		4,847		
	95		4,857				95		4,853		
	96		4,863				96		4,859		
	97		4,868				97		4,864		
再任用職員		2,962	3,386	3,930	4,660	再任用職員		2,958	3,382	3,926	4,656

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第2条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(期末手当) 第43条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員 (第44条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の110</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。</u> 4～6 (略) (勤勉手当) 第44条 (略)	(期末手当) 第43条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員 (第44条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額</u>) に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。</u> 4～6 (略) (勤勉手当) 第44条 (略)

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額 （２） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の95</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 （２） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の47.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

新旧対照表

(件名) 鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3） （略） <u>（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> （6）～（9） （略） <u>（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4・5 （略）	（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3） （略） <u>（4） 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （6）～（9） （略） 4・5 （略）

新旧対照表

(件名) 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 (平成24年条例第24号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) (略) (6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法に<u>基づく</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) (略) (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) (略) (6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法に<u>よる</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) (略) (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者<u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）</u>については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3） （略） （4） 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）</u>後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者<u>（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）</u>については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （5）・（6） （略）	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3） （略） （4） 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （5）・（6） （略）